

独立行政法人放射線医学総合研究所規制支援審議会規程

平成27年3月12日

27規程第117号

(設置目的)

第1条 独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）が実施する規制関連研究等の中立性・透明性を確保するため、規制支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、研究所が実施する規制関連研究等が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について審議する。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、理事長が審議に必要な見識を有するものとして委嘱する外部委員をもって構成する。

2 審議会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第5条 委員長は1年に1回以上審議会を開催する。

2 委員長に事故がある場合又は審議会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(審議内容の報告)

第6条 委員長は、審議会で審議した事項のうち、特に重要な内容に関して、理事長に報告しなければならない。

2 委員長は、審議会で審議し決定した事項のうち、研究所の運営において改善が必要と認められる内容に関して、理事長に助言又は勧告することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画課が行う。

附 則（平成27年3月12日）

1 この規程は、平成27年3月12日から施行する。

- 2 この規程中「独立行政法人」とあるのは、平成27年4月1日より「国立研究開発法人」と改める。